平成21年7月13日教育委員会告示第23号

改正

平成24年3月28日教育委員会告示第6号 令和2年9月8日教育委員会告示第29号

三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市学校規模適正化検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、三次市立小・中学校の適正な規模 及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準(指針)を 作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。
 - (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
 - (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保護者代表
 - (3) 学校関係者
 - (4) 自治組織代表
 - (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名したものをもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた とき、その職務を代行する。

(報償費等)

- 第7条 委員の報償費は、三次市報償費支払い基準(以下「支払い基準」という。)に基づき支給する。
- 2 前項の支払い基準の規定にかかわらず、委員が勤務のためにその者の住所と勤務公署との間を 交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等(以下「通勤費用」という。) があるときは、費用弁償として、通勤費用相当分を支給することができる。

(会議)

- 第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成21年7月13日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日教委告示第6号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月8日教委告示第29号)

この告示は、令和2年9月8日から施行する。